

事故報告について①

「根拠法令」

基準条例第40条第1項(事故発生時の対応)

指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

※他の事業に関する規定があります。

事故報告について②

「報告先」

	神奈川県 障害サービス課	相模原市 障害福祉サービス課	支給(給付)決定 市区町村	給付決定 児童相談所
障害福祉サービス事業者 障害者支援施設 一般相談支援事業者 特定相談支援事業者	<input checked="" type="radio"/> (事業支援グループ)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	—
障害児通所支援事業者 障害児相談支援事業者	<input checked="" type="radio"/> (施設福祉グループ)	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	—
障害児入所施設	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	—	<input checked="" type="radio"/>

神奈川県障害サービス課
事業支援グループ(045-210-4732)
施設福祉グループ(045-210-4724)

事故報告について③

「事故の範囲」

- ・死亡
- ・骨折
- ・誤嚥
- ・食中毒
- ・感染症
- ・所在不明
- ・利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- ・その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故等

※報告の要否について判断に迷う場合はご相談ください。

個人情報の取り扱いについて①

「根拠法令」

基準条例第36条(秘密保持等)

1 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置(注1)を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。(注2)

※他の事業に関しても同様の規定があります。